

2020年4月21日

新型コロナウイルスに関連したインドの法務諸問題

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドにおける新型コロナウイルスの感染拡大に対抗すべく、インド政府により、都市封鎖(ロックダウン)の措置が採られており、またこれに伴って、各種期限の延期や規制の緩和等、現状に配慮した措置が採られています。

本ニュースレターは、新型コロナウイルスに関連したインドの法務諸問題のうち、インド現地の日系企業にも影響が大きそうな事項について、簡単にまとめたものです。

なお、本ニュースレターの内容は、いずれも2020年4月20日現在の情報に基づいております。新型コロナウイルスに関するインド政府や州の政策は、日々アップデートされているため、今後の動向によっては、記載された内容に大きな変動がありうることを、予めご了承ください。

1. 全国的ロックダウン(national lockdown)の延長

インドでは、2020年3月25日から3週間を期限として、都市封鎖(いわゆるロックダウン)が続いていましたが、新型コロナウイルスの感染者数の増加に歯止めがかからないため、同年4月14日、インド政府は、全国的なロックダウン(national lockdown)を同年5月3日まで延長することを決定しました。

また、全国的ロックダウンの延長に伴い、インド政府は、2020年4月15日にロックダウンの下で認められる行動についてのガイドラインを発行しました。このガイドラインによれば、州内でのまたは州外へのバス、鉄道、飛行機等による移動は2020年5月3日まで引き続き禁止され、また教育機関等の閉鎖も同日まで継続される一方、経済活動への配慮の観点から、郊外にある工場や、SEZやEOUと呼ばれる経済特区、また工業団地にある工場等については、一定の条件の下、操業の再開が認められています。

なお、インドでは、国や州、地方公共団体によるロックダウンに対する企業や個人への補償金や生活補助金の支給は、現在のところ公表されていません。

他の多くの国と同じく、新型コロナウイルスの感染拡大、及びそれに伴うロックダウンの実施により、インドの経済は大きく落ち込んでおり、今後、多くのインド企業が資金難や倒産の危機に陥ると予想されています。これらの企業が、キャッシュと財務体質の強化を求めて、あるいは倒産を回避するために、日本企業を含む外国企業に、出資や買収による救済を要請する事案は、今後増加してくるものと予想されます。

2. 会社関連の各種申告・届出の期限延期

インド会社法上、必要とされる全ての申告、届出期限は、2020年9月30日まで延期されました(本来の期限を徒過したことによる、ペナルティや利息は一切課されません)。そのため、日系企業を含む全てのインドの会社は、年次報告を含む全ての申告、届出等を、2020年9月30日までに提出すれば足ります。

また、インド会社法上、取締役会は原則として3か月に1回開催されなければならないとされていますが、これについても開催の延期が認められています。一部の企業について定時株主総会の開催延期も認められました。

3. 税務申告の延期等

インドの所得税の税務申告は、本来は毎年3月31日が期限とされていますが、本年については、期限が2020年6月30日に延期されています。

また、Goods and Service Tax(GST)の申告書は、毎月提出しなければならないとされていますが、これについても提出の延期が認められました。

さらに、インド政府からは、現在、税務訴訟において争われている事件については、納税者側が2020年6月30日までに、税務当局によって主張されている請求について、元本を支払うことで、利息及び重加算税の支払なくして税務訴訟を終了させることができるとの特別措置が公表されています。元本支払いが必要となることから、一定の負担は生じてしまいますが、税務問題の早期解決(及びそれに伴う訴訟コストの削減)という見地からは、利用を検討する余地はあるかもしれません。

4. ローンの弁済期限の猶予及び倒産要件の緩和

インドの中央銀行である Reserve Bank of India(RBI)は、全ての銀行及びノンバンクに対し、ローンやクレジットカードの支払いを、2020年5月31日まで猶予して良い旨の通達を発行しました。なお、この措置では弁済期限が延期されるだけであり、弁済が延期された期間の利息は猶予されないことに注意が必要です。

また、インド倒産法上は、通常、10万ルピーの負債があれば債権者による倒産申立てが可能とされていますが、特に中小企業が多く倒産することを避けるため、この負債基準が100倍の1000万ルピーに緩和されました。さらに、インド政府は、新型コロナウイルスの感染拡大、及びそれに伴う企業の業績の大幅な悪化という異常状況において倒産件数が増大することを避け、企業に立ち直るための猶予を与えるため、今後6か月の間、債権者による倒産申立てを禁止する通達を出すことを検討しているとのことです。

5. 従業員の扱いについて

インドの労働雇用省(Ministry of Labour and Employment)は、2020年3月20日付で、全ての雇用者に対し、ロックダウンの期間中、賃金の減額と解雇を自粛することを要請する通達を発行しています。

さらに、ロックダウンの期間中であっても、インド労働法上「workman」と呼ばれるカテゴリーに属する従業員に対しては、給与を全額支払わなければならないというのが、一般的なインドの労働法実務家の解釈です。

インドは、伝統的に労働者に強い法的保護が与えられており、特に「workman」と呼ばれるカテゴリーに属する従業員に対しては、解雇その他従業員に不利なアクションを採る場合への強い規制がかかっていることから、新型コロナウイルスを理由とした不利益変更は認められにくいという前提で行動した方が良いと考えられます。

6. 新型コロナウイルスへの対策関連への支出の CSR 活動へのカウント

インド会社法上、一定規模以上の会社(非公開会社、公開会社の双方を含みます)は、Corporate Social Responsibility(CSR)委員会を設置し、社会慈善活動に一定の支出をしなければならないと定められていますが、新型コロナウイルスへの対策(予防措置への支出、従業員への金銭的援助等)への支出は、この CSR 活動への支出としてカウントされる旨が明示されました。

上述の通り、ロックダウンの下でも、従業員(特に workman)への不利益変更は認められにくいと解されることを受け、従業員への特別手当等の支出を CSR 活動の支出に振り替えることで、できる限り会社の実質的負担を避けるという対応を採ることも考えられます。

7. その他の諸問題

今回の新型コロナウイルスの感染拡大及びロックダウンの実施、並びにこれらに伴うインド経済の大幅な落ち込みが、契約上、いわゆる不可抗力事由(force majeure)に該当するか、あるいは M&A の実施を中止することができる重大な事情変更(material adverse change)に該当するか等については、インド国内でもまだ一般的な解釈が定まっているとは言い難い状況です。

個別の契約において、上記への該当を主張できるかについては、個別事情にもよるため、弁護士その他の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。